

西宮市地域自立支援協議会運営要綱

(目的)

第1条 関係機関等が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、西宮市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 権利擁護に関すること
- (2) 関係機関によるネットワークに関すること
- (3) 相談支援に関すること
- (4) 障害福祉サービスに関すること
- (5) 地域福祉活動に関すること
- (6) 障害者の就労に関すること
- (7) 障害児に関すること
- (8) 地域生活移行に関すること
- (9) その他、障害者の自立と社会参加に関すること

(構成)

第3条 協議会は、西宮市内の障害当事者や障害福祉関係者及びそれらと連携が望まれる者で構成するものとし、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は、総会において、互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長の任期は、原則として2年間とする。ただし再選を妨げない。

(総会の招集)

第5条 総会は、会長が必要であると認めた場合は召集することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、会長が必要と認める場合は、関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(行政への報告書の作成)

第6条 協議会は、年度ごとに報告書を作成し、年度終了後速やかに市長に提出することとする。

(運営委員会の設置)

第7条 協議会は、協議会を円滑に運営するために運営委員会を置き、次の内容を審議あるいは決定する。

- (1) 部会協議等のうち検討委員会で具体的に協議すべき内容に関する事
- (2) フォーラム等の企画運営及び支援の質の向上を図るための研修の企画に関する事
- (3) 総会に付議すべき議案に関する事
- (4) 共同事業費予算に関する事
- (5) 検討委員会での協議の報告に関する事
- (6) 障害福祉施策推進懇談会の開催に関する事
- (7) 障害福祉推進計画、地域福祉計画への参画等に関する事
- (8) その他、障害福祉に関する事

(運営委員会の構成)

第8条 運営委員会は、生活支援課員、障害福祉課員、健康増進課員、地域共生推進課員、こども未来センター、障害者総合相談支援センターにしのみや、西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」、運営事務局委員及び各部長、連絡会会長で構成する。

(委員長及び副委員長)

第9条 会長及び副会長が、運営委員会の委員長及び副委員長を兼ねるものとする。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会の招集)

第10条 運営委員会は、定例的に開催するものとする。

- 2 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(運営事務局会議の設置)

第11条 協議会は、協議会を円滑に運営するため、協議会全体の評価及び運営への改善についての協議の場として運営事務局会議を置く。

(運営事務局会議の構成)

第12条 運営事務局会議は、会長、副会長、生活支援課長、障害福祉課長、障害者総合相談支援センターにしのみや課長、運営事務局委員で構成する。

- 2 運営事務局委員は、運営事務局会議にて構成員の他薦によりその任を依頼する。

(議長及び副議長)

第13条 運営事務局会議の議長及び副議長は、会長及び副会長が兼ねるものとする。

- 2 議長は、運営事務局会議を代表し、会務を統轄する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営事務局会議の招集)

第14条 運営事務局会議は、定例的に開催するものとする。

- 2 運営事務局会議は、議長が招集する。

(検討委員会の設置と解散)

第15条 運営委員会は、障害福祉の課題解決に向け、検討委員会を設置することができる。

- 2 検討委員会は、内容に応じ、期間を限定し、開催することを原則とする。
- 3 検討委員会は、運営委員会に中間及び検討結果の報告をする。
- 4 検討委員会は、検討期間終了後、解散する。

(障害福祉施策推進懇談会の開催)

第16条 協議会は、広く障害福祉に関する意見などを集約する場として西宮市障害福祉施策推進懇談会を開催することができる。また、その内容については、所管課と協議の上、決定する。

(部会及び連絡会等の設置)

第17条 協議会は、分野別に協議を行うために次の部会及び連絡会等（以下部会という）を置く。

- (1) 本人中心支援部会
- (2) しごと部会
- (3) こども部会
- (4) ほくぶ会
- (5) 地域生活移行連絡会
- (6) 相談支援連絡会（障害者あんしん相談窓口連絡会）
- (7) 障害当事者会議
- (8) その他運営委員会において必要と認められた部会

(部会長及び副部会長)

第18条 部会に部会長を1名、副部会長を原則として1名以上置き、部会の中から互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、その部会を代表し、会務を統轄する。
- 3 部会長及び副部会長は、年度計画及び年度報告の作成を行う。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 部会長及び副部会長の任期は、原則として2年間とする。ただし再選を妨げない。

(部会の招集)

第19条 部会は、部会長が必要であると認めた場合は召集することができる。

- 2 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 3 部会は、部会長が必要と認める場合は、関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第20条 協議会において、知ることができた個人の情報、その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、障害者総合相談支援センターにしのみや、西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」、健康福祉局生活支援課、障害福祉課において処理する。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(付則)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。